

## 1 提案理由

令和3年6月に公布された「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律」において、児童生徒性暴力等を行ったことにより教育職員免許状が失効した者に対して教員免許状を再授与するに当たっては、都道府県教育委員会が設置する教育職員免許状再授与審査会の意見を聴くこととされ、審査会の組織及び運営に関し必要な事項は、文部科学省令で定めるもののほか、都道府県の教育委員会規則で定めることとされたため

## 2 再授与審査会の概要

別添のとおり

## 3 規則の主な内容

## (1) 組織に関すること

区分	内容	省令	規則
委員の任命	都道府県教育委員会が任命	○	
委員の任期	2年（再任可）	○	
委員の数	5人以内		○
委員の構成	児童生徒性暴力等に関する学識経験を有する者	○	
	医療、心理、福祉又は法律に関する専門的な知識及び経験を有する者その他石川県教育委員会が適当と認める者		○

## (2) 運営に関すること

区分	内容	省令	規則
会の代表	会長（委員の互選により選任）	○	
会の招集	会長（議長）		○
会の定足数	委員の過半数の出席	○	
議決の方法	出席委員の過半数（ただし、再授与を可とする場合は、原則として出席委員の全員一致）	○	
利害関係者	議事に利害関係を有する委員は参加不可		○
会議の公開	非公開		○

## 4 制定案

別紙のとおり

## 5 施行年月日

令和7年4月1日

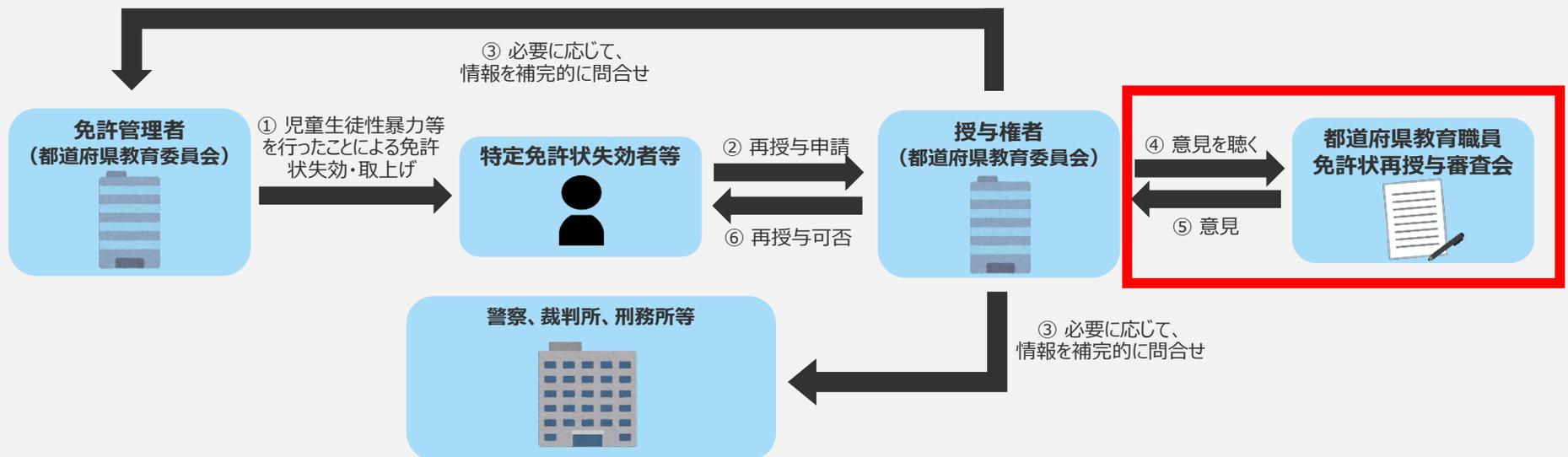
## 再授与審査の基本的な考え方

- **児童生徒性暴力等を行ったことにより懲戒免職等となった教員が、教壇に戻ってくるという事態はあってはならない**ということが、再授与審査の基本的な趣旨。
- 授与権者は、都道府県教育職員免許状再授与審査会の意見を踏まえ、加害行為の重大性、本人の更生度合い、被害者及びその関係者の心情等に照らして、総合的に判断することが求められる。
- 法の基本理念（教育職員等による児童生徒性暴力等の根絶等）を踏まえ、再授与を行うためには、**少なくとも児童生徒性暴力等を再び行わないことの高度の蓋然性が必要**であり、**児童生徒性暴力等を再び行う蓋然性が少しでも認められる場合は基本的に再授与を行わないことが適当**である。
- **免許状の再授与が適当であることの証明責任は申請者自身にあり**、当該申請者自身が必要書類を調べ、授与権者に提出する必要がある。

## 都道府県教育職員免許状再授与審査会

- 児童生徒性暴力等に関する学識経験を有する者（**医療、心理、福祉、法律の専門家等**）で構成し、当該児童生徒性暴力等の事案と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者（**第三者**）により、**原則として、出席委員の全会一致をもって議決**を行う。

## 再授与審査フロー



## 石川県教育職員免許状再授与審査会規則

### (趣旨)

第一条 この規則は、教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律施行規則（令和四年文部科学省令第五号。以下「省令」という。）第六条の規定により、石川県教育職員免許状再授与審査会（以下「審査会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

### (組織)

第二条 審査会は、委員五人以内で組織する。

### (委員)

第三条 省令第三条第一項に規定する児童生徒性暴力等に関する学識経験を有する者は、医療、心理、福祉又は法律に関する専門的な知識及び経験を有する者その他石川県教育委員会が適当と認める者とする。

2 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

### (会議)

第四条 審査会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 議事について利害関係を有する委員は、当該議事に加わることができない。

3 審査会は、特に必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

4 審査会の会議は、公開しない。

### (庶務)

第五条 審査会の庶務は、石川県教育委員会事務局教職員課において処理する。

### (雑則)

第六条 この規則に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。

### 附 則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。